

人権尊重に関するグループ基本方針

GVE グループは、「世界人権宣言」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言とそのフォローアップ」及び日本政府制定の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下、「人権尊重ガイドライン」という）を支持しています。本基本方針は、人権尊重ガイドラインに基づき、グローバルに事業を展開する企業グループとして、GVE グループ各社及びその役員及び従業員が国際的に認められた人権を尊重し、事業を行う国の国際的人権義務、ならびに関連する法令の遵守を徹底するために定めるものです。

1 適用範囲

本基本方針の適用範囲は、GVE 株式会社およびその子会社ならびにこれらの役員および従業員とします。また、GVE グループのビジネスパートナーに対し、本基本方針を支持し、人権尊重に努めて頂くよう働きかけ、彼らと協働して人権尊重を推進します。

2 人権尊重の責任

GVE グループは、自らの事業活動が直接的または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性のあることを理解しています。我々は、ライツホルダーの人権を侵害しないこと、また、人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになった場合には、当該状況の是正に向けた適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たします。

3 人権デューデリジェンスの実施

GVE グループは、当社グループの事業と関わりのあるステークホルダーの人権に対する実際の、及び潜在的な人権への負の影響を評価し、その低減・予防に努めます。また、グループの役員、従業員及びGVE グループの事業活動により影響を受けている、または潜在的に影響を受ける可能性のあるステークホルダーとの対話の重要性を認識しており、当社グループの事業に関連した人権問題について、ステークホルダーと対話を行います。

4 救済措置

GVE グループは、その事業活動が、人権への負の影響を与えていることが明らかになった場合は、販売先、委託先等のビジネスパートナーを通じた働きかけを含め適切な手段を用いて、その是正に取り組みます。

5 教育及び啓発

GVE グループは、役員及び従業員が本基本方針を理解し、事業活動において実践することができるよう、人権の尊重にかかる適切な研修及び啓発活動を行います。

2024年6月28日発効